

## 6. ひとり親控除の創設および寡婦（寡夫）控除の改正

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（合計所得金額が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設定
- 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外

改正前

本人 女性	配偶関係		死別		離別	
	合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養親族	有	子	30万円	26万円	30万円
子以外			26万円	26万円	26万円	26万円
無		26万円	—	—	—	

※寡婦控除26万円・特別寡婦控除30万円

本人 男性	配偶関係		死別		離別	
	合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養親族	有	子	26万円	—	26万円
子以外			—	—	—	—
無		—	—	—	—	

※寡夫控除26万円

改正後（令和3年度以降）

本人 女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
	扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—
子以外			26万円	—	26万円	—	—
無		26万円	—	—	—	—	

寡婦控除26万円

ひとり親控除30万円

本人 男性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
	扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—
子以外			—	—	—	—	—
無		—	—	—	—	—	